

認知症高齢者見守り事業

1. 徘徊高齢者等事前登録事業について

市内に居住する在宅の者であって、認知症により行方不明になるおそれがあると認められる方の情報を家族等からの申請により市へ事前に登録し、行方不明になったときに活用します。

また、事前登録者の行方不明が発生した場合に家族の意向を確認した上で、県内市町や他県に情報提供依頼を行います。

○登録の条件

- ・市内において在宅で生活していること
- ・認知症により行方不明となるおそれがあること

○登録情報の活用について

- ・登録した情報は、島田警察署や地域包括支援センターと共有することで、行方不明になったときに関係機関が速やかに情報を把握し、速やかな発見及び保護につなげます。

○実績

	R3	R4	R5	R6（見込み）
新規登録者数	19	21	20	18
累計登録者数	43	64	84	102

2. 認知症高齢者等個人賠償責任事業について

令和2年度から新規に開始した事業です。

認知症の方が日常生活における偶発の事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したなど、法律上の賠償責任を負う場合に、市が契約した保険金額（1億円）を限度に補償します。

上記1の「徘徊高齢者等事前登録制度」登録者のうち、以下の条件に合致する方を被保険者（補償の対象となる方）として、保険に加入します。

○条件

- ・同種の補償がある保険に加入していないこと（特約も含む）
- ・運転免許証を所持していないこと（車の運転中の事故は補償対象外のため）

○保険料利用者負担額

無料

→市が一括で契約し保険料を支払うため

○実績

	R3	R4	R5	R6（見込み）
新規利用者数	17	15	17	13
累計利用者数	39	54	71	84

3. 認知症高齢者等位置探索サービス利用補助金交付事業について【令和6年度新規】

令和6年度から新規に開始した事業です。

徘徊高齢者等事前登録事業に登録された方がGPSを利用する場合に補助金を交付するものです。

GPSを利用することで高齢者の位置情報を取得し、速やかに発見・保護につなげます。

○補助内容

- ・GPS機器の購入費やサービス利用にあたっての加入費（登録料・手数料等）
- ・補助対象経費の額を、1万円を限度とし、高齢者1人につき1回まで

○利用するGPSについて

- ・利用するGPSについては申請者に決めていただきます。そのため、高齢者の心身の状態やご家族の希望にあったものを自由に選んでいただき、利用することが可能です。ただ、希望したものによっては補助の対象にならない場合もありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。（例：主な機能がGPS以外であるもの）